

認知症対応型共同生活介護 基本報酬

単位数 ※以下の単位数はすべて1日あたり

**【入居の場合】
1ユニットの場合**

要支援2
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

<現行>

757単位
761単位
797単位
820単位
837単位
854単位

<改定後>

760単位
764単位
800単位
823単位
840単位
858単位

2ユニット以上の場合

要支援2
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

745単位
749単位
784単位
808単位
824単位
840単位

**【短期利用の場合】
1ユニットの場合**

要支援2
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

785単位
789単位
825単位
849単位
865単位
882単位

2ユニット以上の場合

要支援2
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

773単位
777単位
813単位
837単位
853単位
869単位

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

概要

【ア】訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】
 - イ 認知症専門ケア加算（通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護）の算定の要件の一つである、認知症専門ケアに関する専門研修（※1）を修了した者の配置について認知症ケアに係る専門性の高い看護師（※2）を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】

なお、上記の専門研修により受講しやすい環境整備を行う。

※1 認知症ケアに関する専門研修

認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修

認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修

認知症加算：認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践者研修

、認知症介護実践者研修

※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師

- ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

単位数 アについては、以下のとおり。
イについては、単位数の変更はなし。

<現行>
なし

⇒

<改定後>

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／日（新設）※
認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位／日（新設）※

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位／月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位／月

算定要件等

アについては、以下のとおり。
イについては、概要欄のとおり。

- ＜認知症専門ケア加算（Ⅰ）＞（※既往要件と同）
- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上者の100分の50以上
- ・認知症介護実践リーダー研修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施
- ・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に定期的に開催
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）>（※既往要件と同）
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

2. (1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

2. (1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

- 【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない住宅療養管理指導を除く）★】
- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（住宅療養管理指導者）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることがあります。【通知改正】
具体的には、通知「「介護サービス情報公表制度の施行について」（平18老振発0331007）別添1について以下の改正を行う。

【現行】

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：

事業所番号：

（枚番）

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況	
(その内容)	

【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、
認知症介護実践者研修、その他研修の欄を設け、
受講人数を入力させる

（20XX年XX月XX日現在）

計画年度	年度	記入年月日
記入者名	所属・職名	

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組			
アセッサー（評価者）の人数	人	人	人
段位取得者の人数	レベル2① 人	レベル2② 人	レベル3 人
外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況	[] なし。1.あり		

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

2. (1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関する全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】
その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13 諮問・答申済

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関する全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】
その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

【認知症介護基礎研修】



新任の介護職員等が認知症
に最低限必要な知識、
技能を修得



【目標】

介護に携わる全ての職員の
受講

【認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】



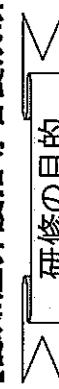
社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又は
二科に準ずる者
認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと
同等の能力を有する者
同様の能力を有すると都道府県等が認めた者
地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれて
いる者
等のいずれの要件も満たす者

認知症介護実践研修
ステップアップ

実践リーダー研修

実践者研修

【認知症介護指導者養成研修】



・認知症介護実践研修の企画立案、
介護の質の改善について指導でき
る者を養成

指導者
研修

【認知症介護実践リーダー研修】



・事業所内のケアチームに
おけるリーダーを養成

実践リーダー
研修

【認知症介護の理念、 知識及び技術を修得】



・認知症介護の理念、
知識及び技術を修得

実践者
研修

原則、身体介護に関する知
識、技術を修得しており概ね
実務経験2年程度の者

2. (2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

2. (2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設】
域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算に同様に、基本報酬（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
- 施設サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
 - ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する。
 - ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

2.(2)⑥ 認知症グループホームにおける看取りへの対応の充実

2.(2)⑥ 認知症グループホームにおける看取りへの対応の充実

概要

- 認知症グループホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算について、以下の見直しを行った。
- ア 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【通知改正】
- イ 算定日数期間を超えて看取りに係るケアを行つている実態があることを踏まえ、現行の死亡日以前30日前からの算定に加えて、それ以前の一定期間について、新たに評価する区分を設ける。【告示改正】

単位数

○ 看取り介護加算（短期利用を除く）

<現行>

死亡日以前4～30日以下	144単位／日
死亡日以前2日又は3日	680単位／日
死亡日	1,280単位／日

<改定後>

死亡日以前31～45日以下	72単位／日
死亡日以前4～30日以下	144単位／日
死亡日以前2日又は3日	680単位／日
死亡日	1,280単位／日
死亡日 以前45日	72単位／日（新設）
死亡日 以前30日	144単位／日
死亡日 以前4日	死亡日 死亡日 死亡日

算定要件等

（施設基準）

- ・ 看取り指針を定め、入居の際に、利用者等に対しても内容を説明し、同意を得る
- ・ 利用者等による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、看取り指針の見直しを実施
- （利用者基準）
 - ・ 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者
 - ・ 医師、看護職員、介護支援専門員等が共同で作成した介護計画にについて説明を受け、その計画に同意している者
 - （その他の基準）
 - ・ 看取り指針に基づき、介護記録等の活用による説明を受け、同意した上で介護を受けている者
 - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと（追加）

2.(3)⑥ 認知症グループホームにおける医療ニーズへの対応強化

2.(3)⑥ 認知症グループホームにおける医療ニーズへの対応強化

概要

- 認知症グループホームにおいて、医療ニーズのある入居者への対応を適切に評価し、医療ニーズのある者のある者の積極的な受入れを促進する観点から、医療連携体制加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の医療的ケアが必要な者の受入実績要件（前12月間ににおいて喀痰吸引又は経腸栄養が行われている者が1人以上）について、喀痰吸引・経腸栄養に加えて、医療ニーズへの対応状況や内容、負担を踏まえ、他の医療的ケアを追加する見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

※追加する医療的ケアは下線部

算定要件	医療的ケアが必要な者受入要件	医療連携体制加算(Ⅱ)	医療連携体制加算(Ⅲ)
単位数	事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。	39単位／日	49単位／日
看護体制要件	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること 		<ul style="list-style-type: none"> 算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> (1)喀痰(かくたん)吸引を実施している状態 (2)経鼻胃管や胃瘻(ろう)等の経腸栄養が行われている状態 (3)呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (4)中心静脈注射を実施している状態 (5)人工腎臓を実施している状態 (6)重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (7)人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (8)褥瘡に対する治療を実施している状態 (9)気管切開が行われている状態
指針の整備要件	重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。		

※1 別区分同士の併算定は不可。
※2 介護予防は含まない。

2.(7)② 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保①

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。【省令改正】
ア 認知症グループホームは地域密着型サービス（定員29人以下）であることを踏まえ、経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とする。
- イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所との兼務等により、本体事業所ととの基準等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようになります。
- 同基準は、本体事業所ととの基準等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようになります。
- 規模多機能型居宅介護の基準も参考にしては、本体事業所のユニット数を上回らず、かつ、本体事業所のユニット数との合計が最大4までとする。

基準（ア）

<現行>

共同生活住居（ユニット）の数を1又は2とする。
ただし、用地の確保が困難であることその他の地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、共同生活住居の数を3以上とする。

<改定後>

共同生活住居（ユニット）の数を1以上3以下とする。



2.(7)② 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保②

基準 (イ)

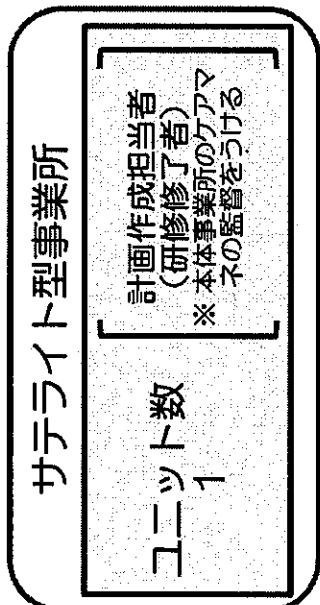
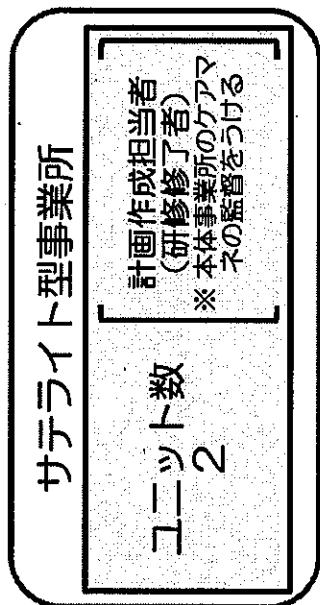
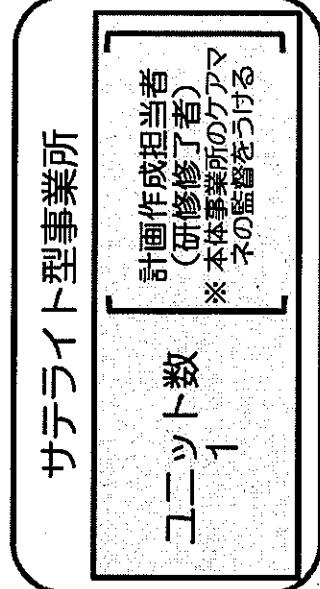
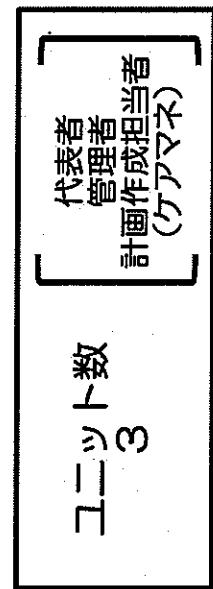
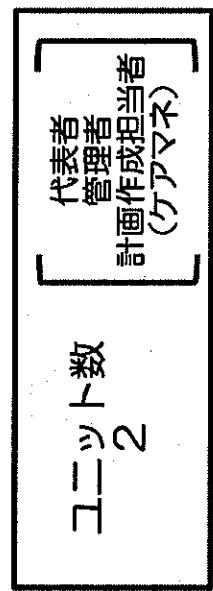
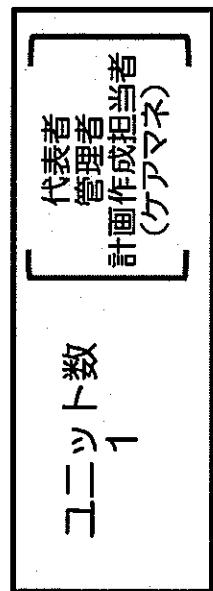
本体事業所

サテライト型事業所	
新設	
代表者	認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者
管理者	常勤・専従であって、3年以上認知症の介護の従事経験がある認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者
介護従業者	常勤換算方法で3：1以上
計画作成担当者	常勤換算方法で3：1以上
介護支援専門員	時間帯を通じてユニットごとに1以上
	時間帯を通じてユニットごとに1以上
	認知症介護実践者研修を修了した者 1以上
※ 代表者・管理者・介護支援専門員である計画作成担当者は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。	
立地	住宅地等の地域住民との交流の機会が図られる地域
併設事業所の範囲	家庭的な環境と地域住民との交流の下にサービスが提供されると認められる場合、広域型特別養護老人ホーム等と同一建物に併設も可能
居室	7. 4.3 m ² (和室4.5畳) 以上で原則個室
その他	居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備
※ 以下はサテライト型事業所に係る特有の要件等	
サテライト型事業所の本体となる事業所	認知症グループホーム ※ 事業開始後1年以上の本体事業所としての実績を有すること、又は、入居者が当該本体事業所において定められた入居定員の100分の70を超えたことがあること
本体事業所とサテライト型事業所との距離等	自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離 本体事業所と同一建物や同一敷地内には不可
指定	本体、サテライト型事業所それぞれが受ける ※ 医療・介護・福祉サービスについて3年以上の実績を有する事業者であること ※ 予め市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聞くこと
ユニット数	本体事業所のユニット数を上回らず、かつ、本体事業所のユニット数との合計が最大4まで(次頁参照)
1ユニットの入居定員	5人以上9人以下
介護報酬	5人以上9人以下 → 通常の(介護予防)認知症対応型共同生活介護の介護報酬と同額 ※ 本体事業所とサテライト事業所はそれぞれのユニット数に応じた介護報酬を算定

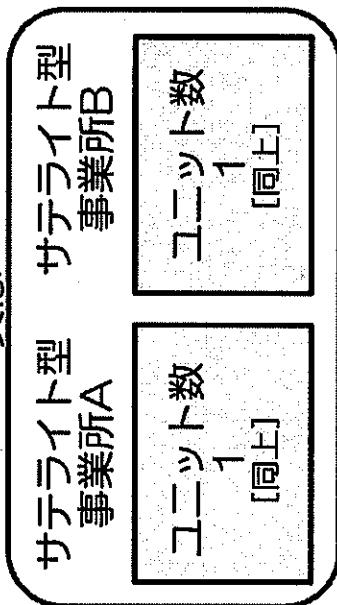
(参考)認知症グループホームのサテライト型事業所のユニット数【イメージ】

【本体事業所のユニット数が1の場合】 [本体事業所のユニット数が2の場合] [本体事業所のユニット数が3の場合]
 (合計最大2ユニット) (合計最大4ユニット) (合計最大4ユニット)

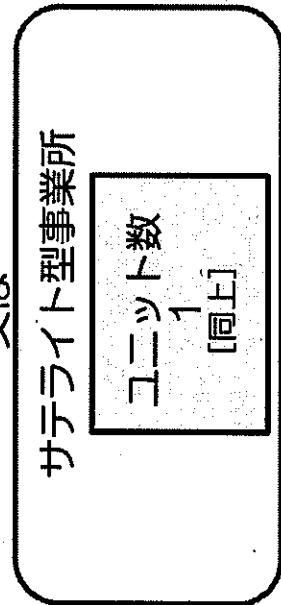
本体事業所
本体事業所



又は



又は



注 ① 本体事業所がサテライト型事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保するとともに、以下を条件。
 ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト型事業所との相互支援が行える体制(例えば、当該サテライト型事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができないようになった場合は、主な事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)

- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一體的な対応ができる体制
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること

* 介護従業者は本体事業所とサテライト型事業所にそれぞれ配置することが必要。

2. (7)⑤ 特例居宅介護サービス費用による 地域の実情に応じたサービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護★、認知症対応型特定施設入居者生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援】

概要

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の方
分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象
地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認められる場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。
【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③小笠原諸島 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③小笠原諸島 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由により サービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過 疎地域
③ 中山間地域等に居住す る者へのサービス提供 加算	5／100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を 越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興 山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院】

概要

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進め
る観点から見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一體的に記入できる様式を設ける。

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

① 生活機能向上連携加算の見直し

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下を見直し及び対応を行う。

ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（II）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカウンファレンスを行いう要件にして、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によるとともに効果的であることや、業務効率化の観点から、同カウンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカウンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】

※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を探せるなどの取組を進める。

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

単位数（ア）	算定要件等（ア）	算定要件等（イ）
<現行>	<改定後> 生活機能向上連携加算 200単位／月 ⇒ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位／月 (新設) (※3月に1回を限度) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位／月 (現行と同じ) ※ (I) と (II) の併算定は不可。	<改定後> ○ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 ○ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。
	<現行>	<改定後> ○ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・言語療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問して行う場合に算定。

3.(1)⑯ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実

3.(1)⑰ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護★】

- 通所・居住系等のサービスについて、利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。【告示改正】
- 口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>		<改定後>	
栄養スクリーニング加算	5単位／回	⇒	口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位／回 (新設) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位／回 (新設)
口腔機能向上加算	150単位／回	⇒	口腔機能向上加算 (I) 150単位／回 (現行の口腔機能向上加算と同様) 口腔機能向上加算 (II) 160単位／回 (新設) (※原則3月以内、月2回を限度)
			(※(I)と(II)は併算定不可)

算定要件等

- <口腔・栄養スクリーニング加算 (I)>
 - 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること (※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)
- <口腔・栄養スクリーニング加算 (II)>
 - 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいざれかの確認を行ない、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること (※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定できない場合にのみ算定可能)
- <口腔機能向上加算 (II)>
 - 口腔機能向上加算 (I) の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を取りまとめた上で、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他の口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を利用していること

3.(1)⑯ 認知症グループホームにおける栄養改善の推進

3.(1)⑯ 認知症グループホームにおける栄養改善の推進

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて、栄養改善の取組を進める観点から、管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりを進めることを進めることを評価する加算を創設する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし

<改定後>
⇒ 栄養管理体制加算
30単位／月（新設）

算定要件等

- 管理栄養士（外部※との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと
- ※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は常勤で1以上又は栄養マネジメント要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。

4.(1)① 处遇改善加算の職場環境等要件の見直し

4.(1)① 处遇改善加算の職場環境等要件の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人共同生活介護★、介護医療院】
介護、認知症対応型共同生活介護★、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
- 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行うこと。**【通知改正】**
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】

- ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールに「より高くすること」とする。

現行

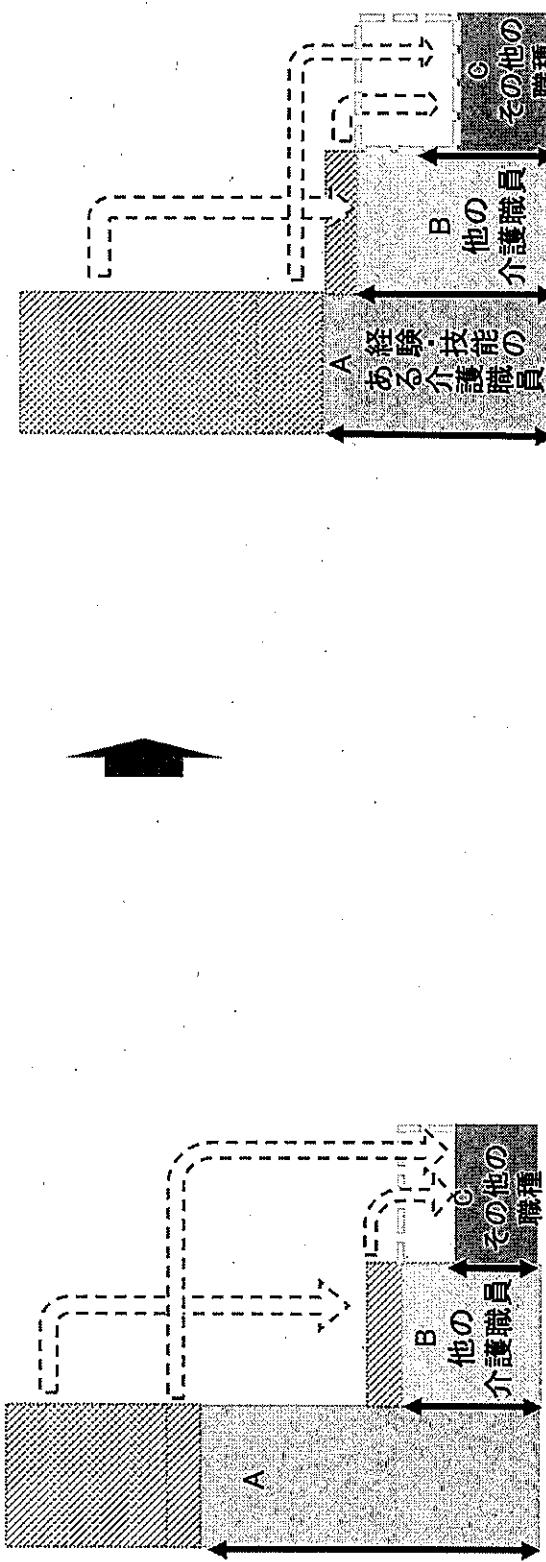
平均賃上げ額が

2以上 : 1 : 0.5以下

改定後

平均賃上げ額が

A > B
1 : 0.5以下



4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

概要

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

	算定要件	資格・勤続年数要件		単位数
		加算Ⅱ(改正前の加算Ⅰ相当)	加算Ⅲ(改正前の加算Ⅰ口、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	(訪問入浴) (夜間訪問) I 44単位/回 II 12単位/回 III 6単位/回
訪問看護 訪問リハビリテーション	—	—	以下(1)、(2)のいずれかに該当すること。 (1) 勤続7年以上の者が30%以上 (口) 勤続3年以上の者が30%以上 (イ) 勤続7年以上の者が1人以上 (口) 勤続3年以上の者が1人以上	(訪問・訪りハ) (療養通所) (イ) 6単位/回 (イ) 48単位/月 (口) 3単位/回 (口) 24単位/月
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	—
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	(予防通りハ以外) I 22単位/回(日) II 18単位/回(日) III 6単位/回(日)
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※、介護医療院※ 介護療養型医療施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	(予防通りハ) I 176単位/月 II 144単位/月 III 48単位/月

(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができます。

(注2)介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護職員の割合」、常勤職員の総数に占める要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数」に占める要件は「看護・介護職員の割合」である。

4.(2)⑨ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

4.(2)⑨ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 1ユニットごとに夜勤1人以上の配置は維持（3ユニットであれば3人夜勤）した上で、利用者の安全確保や職員の負担に1人材の有効活用を図る観点から、接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行なうことを可能とする。**【省令改正】**
- ・3ユニット留めの場合の各ユニット（マニユアル）をとつて、安全対応することを可能とする。
- ・併せて、3ユニット2人以上の配置に緩和で、2人夜勤

基準

<現行>

- 1ユニットごとに1人
- ・1ユニット : 1人夜勤
- ・2ユニット : 2人夜勤
- ・3ユニット : 3人夜勤



<改定後>

- 1ユニットごとに1人夜勤
- ・1ユニット : 1人夜勤
- ・2ユニット : 2人夜勤
- ・3ユニット : 3人夜勤

・ただし、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットが同一階に接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニユアルの策定、訓練の実施）をとつていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

※ 施行後の状況を把握・検証し、R6報酬改定において、介護給付費分科会で必要な対応を検討していく。

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり。今回改定後の単位数

【1ユニット】

【2ユニット以上】

↑ -50単位

要支援2	760単位
要介護1	764単位
要介護2	800単位
要介護3	823単位
要介護4	840単位
要介護5	858単位

要支援2	748単位
要介護1	752単位
要介護2	787単位
要介護3	811単位
要介護4	827単位
要介護5	844単位

【3ユニット、かつ、夜勤職員を2人 (以上3人未満)に緩和する場合】	(新設)
要介護度に応じて左記の【2ユニット 以上】の単位数から-50単位	

※ 短期利用の場合も同じ

4.(2)⑩ 管理者交代時の研修の修了猶予措置

4.(2)⑩ 管理者交代時の研修の修了猶予措置

概要

- 認知症グループホーム等の管理者の要件とされている認知症対応型サービス管理者に係る措置と同様に、管理者が交代する場合において、新規指定時には、管理者は原則どおり研修を修了していることを必要とする。
- 【通知改正】

基準

基準	代表者	管理者	計画作成担当者
交代時の研修の取扱い	半年後又は次回研修日程のいはずれ か早い日までに修了すればよい	なし ↓ 市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合はよい	市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行った者が研修を修了する場合に見込まれる場合はよい
取扱開始時期	H30年度～	R3年度～	H18年度～
(参考) 各サービスにおいて必要な研修	認知症対応型通所介護 認知症グループホーム 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	認知症介護実践者研修 認知症対応型サービス事業開設者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修 認知症介護実践者研修 小規模多機能型サービス担当者研修 等計画作成担当者研修

4.(2)⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいづれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】

基準

<現行>

自らサービスの質の評価を行うとともに、
による評価を受けて、それらの結果を公表。

<改定後>

自らサービスの質の評価を行うとともに、
次のいづれかの評価を受けて、それらの結果を公表。



i 外部の者による評価

ii 運営推進会議における評価

R3.1.13 諮問・答申済

事業所が、運営推進会議と外部評価のいづれかを選択

	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所 介護・認知症対 応型通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症グループ ホーム	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	地域密着型介護 老人福祉施設	看護小規模多機 能型居宅 介護
運営推進 会議	○	○	○	○	○	○	○
	6月に1回以上 開催	6月に1回以上 開催	2月に1回以上 開催	2月に1回以上 開催	1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	2月に1回以上 開催
※ 外部評価 会議	※ 定期巡回・ 随時対応型訪問 介護看護は介 護・医療連携 推進会議	—	—	—	—	—	—

※H27～
介護・医療連携
推進会議に統合

都道府県が指定
する外部評価機
関によるサービス
の評価を受け、
結果を公表

※H27～
運営推進会議に
統合

4.(2)⑯ 計画作成担当者の配置基準

4.(2)⑮ 計画作成担当者の配置基準の緩和

概要 【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。【省令改正】

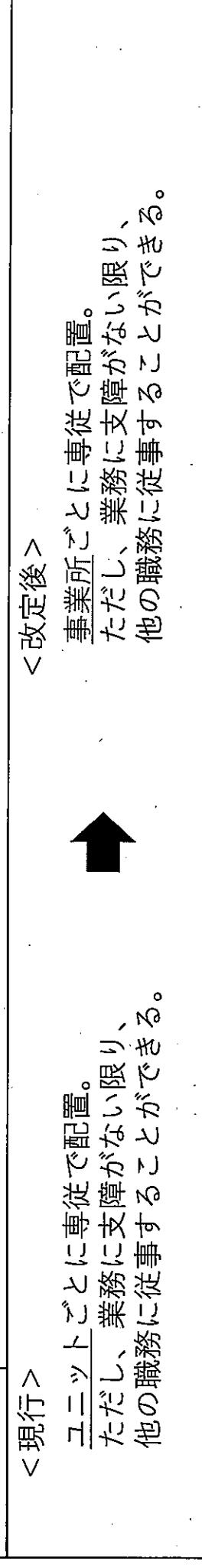
基準

<現行>

ユニットごとに専従で配置。
ただし、業務に支障がない限り、
他の職務に従事することができます。

<改定後>

事業所ごとに専従で配置。
ただし、業務に支障がない限り、
他の職務に従事することができます。



配置員数	認知症グループホーム	小規模多機能型 居宅介護	地域密着型 介護老人福祉施設	地域密着型特定施設入 居者生活介護
事業所ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上
ユニットごとに1人以上	ユニットごとに1人以上	事業所ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上
介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修修了者	介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修修了者	介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修修了者	介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修修了者	介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修修了者
人員要件	2ユニット以上の場合は、2人の計画作成 担当者が必要となるが、いずれか1人が介 護支援専門員の資格を有していれば足りる (2人とも研修修了者は必要)	2ユニット以上の場合は、2人の計画作成 担当者が必要となるが、いずれか1人が介 護支援専門員の資格を有していれば足りる (2人とも研修修了者は必要)	2人以上の計画作成担当者を配置する場 合、いずれか1人が介護支援専門員の資格 を有していれば足りる(全員が研修修了者 であることは必要)	2人以上の計画作成担当者を配置する場 合、いずれか1人が介護支援専門員の資格 を有していれば足りる(全員が研修修了者 であることは必要)
その他 の要件	—	—	—	—
計画作成担当者（介護支援専門員）				

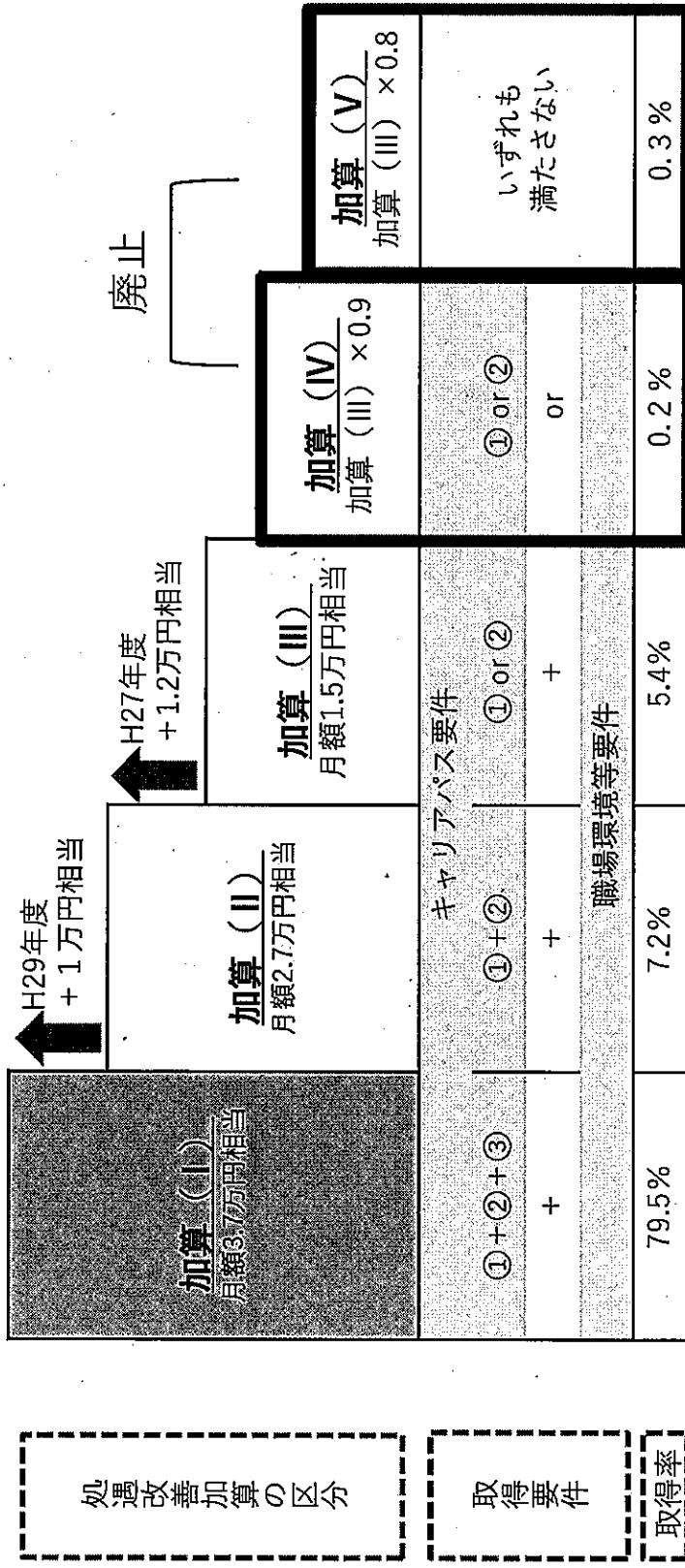
5.(1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

5.(1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、看護小規模多機能型居宅介護★、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人医療施設、介護老人医療院】

- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】



<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善